令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：西諸広域行政事務組合理事会

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	ー
任期の定めのない常勤職員以外の職員	ー
全職員	ー

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	ー
本庁課長相当職	ー
本庁課長補佐相当職	ー
本庁係長相当職	ー

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	ー
３１～３５年	ー
２６～３０年	ー
２１～２５年	ー
１６～２０年	ー
１１～１５年	ー
６～１０年	ー
１～５年	ー

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員は女性職員１名のため全情報を非公表とする。
任期の定めのない常勤職員以外の職員は女性職員のみである。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。